表二十文化学園長野専門学校教育・社会福祉専門課程社会福祉高度専門士科の項中「平成二十四年三月一日」の下に「（平成二十五年三月三十一日までに当該課程を修了した者に限る。）」を加える。

表二十三ＨＡＬ名古屋デジタル専門課程ゲーム開発学科の項中「平成二十二年四月一日」の下に「（平成二十七年三月三十一日までに当該課程を修了した者に限る。）」を加え、同項の次に次のように加える。

ＨＡＬ名古屋デジタル専門課程グラフィックデザイン学科（４年制・昼間部）	平成二十七年四月一日

表二十三ＨＡＬ名古屋デジタル専門課程ＣＧデザイン学科の項中「平成二十二年四月一日」の下に「（平成二十七年三月三十一日までに当該課程を修了した者に限る。）」を加える。

表二十七大阪医専医療専門課程視能療法学科（昼間部）の項中「平成十八年三月一日」の下に「（平成二十七年三月三十一日までに当該課程を修了した者に限る。）」を加え、同表大阪医療福祉専門学校教育・社会福祉専門課程医療経営情報学科の項中「平成二十五年三月一日」の下に「（平成二十七年三月三十一日までに当該課程を修了した者に限る。）」を加え、同表大阪医療福祉専門学校医療専門課程視能訓練士学科（４年制・昼間部）の項中「平成二十三年三月三十一日」の下に「（平成二十七年三月三十一日までに当該課程を修了した者に限る。）」を加え、同表大阪情報専門学校工業専門課程大学併修科の項中「平成十八年三月一日」の下に「（平成二十七年三月三十一日までに当該課程を修了した者に限る。）」を加え、同項の次に次のように加える。

ＨＡＬ名古屋デジタル専門課程ゲーム企画学科	平成二十七年四月一日
大阪情報専門学校工業専門課程大学併修学科	平成二十七年四月一日

表二十七大阪保健福祉専門学校医療専門課程保健看護学科の項中「平成二十四年三月一日」の下に「（平成二十七年三月三十一日までに当該課程を修了した者に限る。）」を加え、同表大阪リハビリテーション専門学校医療専門課程理学療法学科（夜間部４年制）の項中「平成二十四年四月一日」の下に「（平成二十七年三月三十一日までに当該課程を修了した者に限る。）」を加え、同表ＨＡＬ大阪コンピュータ総合専門課程ミュージック学科（四年制）の項の次に次のように加える。

ＨＡＬ大阪デジタル専門課程アニメ・イラスト学科	平成三十一年三月一日

表二十七ＨＡＬ大阪デジタル専門課程カーデザイン学科の項の次に次のように加える。

ＨＡＬ大阪デジタル専門課程グラフィックデザイン学科（４年制・昼間部）	平成二十七年四月一日

表二十七ＨＡＬ大阪デジタル専門課程ゲーム開発学科の項中「平成二十二年四月一日」の下に「（平成二十七年三月三十一日までに当該課程を修了した者に限る。）」を加え、同項の次に次のように加える。

ＨＡＬ大阪デジタル専門課程ゲーム企画学科	平成二十七年四月一日

表二十七ＨＡＬ大阪デジタル専門課程ＣＧ映像アニメーション学科の項中「平成二十五年四月一日」の下に「（平成二十七年三月三十一日までに当該課程を修了した者に限る。）」を加え、同項の次に次のように加える。

ＨＡＬ大阪デジタル専門課程ＣＧ映像学科（４年制・昼間部）	平成二十七年四月一日

表二十七ＨＡＬ大阪デジタル専門課程ＣＧデザイン学科の項中「平成二十二年四月一日」の下に「（平成二十七年三月三十一日までに当該課程を修了した者に限る。）」を加え、同項の次に次のように加える。

表二十四広島医療保健専門学校医療専門課程理学療法学科の項の次に次のように加える。

広島会計学院電子専門学校商業実務専門課程高度会計科	平成二十九年三月一日

表三十九麻生情報ビジネス専門学校商業実務専門課程税理士専攻科の項の次に次のように加える。

大原鼎自動車・スポーツ専門学校工業専門課程一級自動車整備研究科	平成二十七年四月一日

表三十九専修学校コンピュータ教育学院コンピュータ専門課程情報工学科の項中「平成十八年四月一日」の下に「（平成二十六年三月三十一日までに当該課程を修了した者に限る。）」を加え、同表専門学校久留米リハビリテーション学院医療専門課程理学療法学科の項の次に次のように加える。

専門学校コンピュータ教育学院コンピュータ専門課程ＩＴスペシャリスト学科	平成二十九年四月一日
専門学校コンピュータ教育学院コンピュータ専門課程情報工学科	平成二十六年四月一日（平成二十九年三月三十一日までに当該課程を修了した者に限る。）

表三十九専門学校鼎大原自動車大学校工業専門課程一級自動車整備研究科の項中「平成二十六年三月一日」の下に「（平成二十七年三月三十一日までに当該課程を修了した者を含む。）」を加え、同表福岡天神医療リハビリ専門学校医療専門課程作業療法学科（４年制・昼間部）の項中「平成二十一年四月一日」の下に「（平成二十七年三月三十一日までに当該課程を修了した者に限る。）」を加え、同表福岡天神医療リハビリ専門学校医療専門課程理学療法学科（４年制・昼間部）の項の次に次のように加える。

福岡デザイン専門学校デザイン専門課程高度総合デザイン科	平成二十九年三月一日

表四十四宮崎情報ビジネス専門学校工業関係専門課程情報システム科（高度専門士）の項中「平成二十一年三月一日」の下に「（平成二十六年三月三十一日までに当該課程を修了した者に限る。）」を加え、同項の次に次のように加える。

宮崎情報ビジネス専門学校工業専門課程情報システム科（高度専門士）	平成二十六年四月一日

附　則

この告示は、公布の日から施行する。

○文部科学省告示第百一号

学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）第百五十条第三号の規定に基づき、学校教育法施行規則第百五十条第三号の専修学校の高等課程等を定める告示の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十八年七月二十二日

文部科学大臣　馳　浩

学校教育法施行規則第百五十条第三号の専修学校の高等課程等を定める告示の一部を改正する告示

学校教育法施行規則第百五十条第三号の専修学校の高等課程等を定める告示（平成十七年文部科学省告示第百六十七号）の一部を次のように改正する。